



Vol.176

トクちゃん新聞

9月号

静養中は、Netflixでたくさん映画を観ました。



令和4年9月16日発行

株式会社繁盛会計
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: info@ft-tax.com

◆ コロナに感染

徳野



お盆明け8月18日夕方、急激な体調不良を感じ帰宅途中にPCR検査を受けたところ「陽性」となりました。熱は2日後の20日土曜には落ち着きまして週明け22日から在宅で仕事を始めました。この22日朝の時点では、「**たいしたことなかったな**」と思ってましたが、1日おきに好不調の波があり、声が出なかったり息があがったり咳こんだりですっきりしませんでした。9月に入ってからも、まだノドがガラガラした感じが残り、やはり**普通の風邪とは違う**なと感じています。



ワクチン接種の効果があつたのかなかったのか、結局のところよくわかりませんが、重症化せず後遺症も今のところ大したことなさそうで、まずはよかったですと思っています。2日遅れで妻も陽性となりましたが、娘は陰性のまま。不謹慎かもしれませんが、いっそ、同じ時期に感染してしまう方がよかったですのかも、なんて思ったりもします。

感染しないように注意することは大事ですが、感染・発熱となった場合に備えて、**元気うちに解熱剤等の確保は必須**かもしれません。皆様どうぞお気をつけてください。

◆ 公的年金等がマイナポータル連携

北岡



国税庁は8月12日、納税者の利便性向上を目的に、令和4年分所得税確定申告から利用開始となる「**マイナポータル連携による申告書の自動入力対象の拡大**」の内容を公表しました。

マイナポータル連携とは、確定申告手続や年末調整手続において、**控除証明書等のデータをマイナポータルから一括取得**することで、**各種申告書へ自動入力**できる機能のことです。現在、ふるさと納税、生命保険、地震保険、株式の特定口座、住宅ローン控除関係が**自動入力対象**ですが、**医療費通知情報(1年間分)**、**公的年金等の源泉徴収票**、**国民年金保険料**が新たに加わります。

控除証明書等のデータ取得は、控除証明書の**発行主体がマイナポータル連携に対応している必要があります**ので、該当する発行主体の一覧は国税庁サイトでご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/list.htm>

令和5年1月上旬からサービス開始予定ですのでご興味のある方はご利用ください。



◆ 稲盛和夫著「アメーバ経営 ひとりひとりの社員が主役」(日本経済新聞出版社) 稲葉

稲葉



先日、日本を代表する名経営者の稲盛和夫氏が惜しくも亡くなりました。稲盛氏は京セラとKDDIの創業者で、経営破綻した日本航空の再建を行った方として有名です。その経営手法を纏めた「アメーバ経営」を改めて再読しました。

アメーバ経営とは、稲盛氏が創り出した経営手法で、**組織を小集団に分け、市場に直結した独立採算制により運営し、経営者意識を持ったリーダーを社内に育成し、全従業員が経営に参画する「全員参加経営」の実現を目的**としたものです。

会社経営の原理原則を、「売上を最大にして、経費を最小にしておくことである」と定義し、原則を実践するために、組織を小さなユニット(部門)に分けて、市場の動きに即座に対応できるような部門別採算管理を行いました。また、共同経営者としての仲間が欲しいと考え、リーダーに小さなユニットの管理を任せることで、「自分も経営者のひとりだ」という認識を持った人材の育成につなげました。

この本は、改めて管理会計と、従業員の当事者意識が経営には重要であることを教えてくれます。ご興味ございましたら、この機会に皆様もご一読くださいませ。

そして、部門別管理等の管理会計にご興味が出た方は弊社までお知らせください。



◆ 税務スケジュール(10月)

10月11日(火)

・9月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

10月31日(月)

・9月分 社会保険料の納付
・8月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
・2月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
・11月・2月・5月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告

①社会保険料が変更となります

算定基礎届によって決定された標準報酬月額が9月分保険料(10月納付分)より改定となります。翌月徴収の場合は、10月支払い給与から変更です。

喜多



②確定申告・年末調整のご準備をお願いいたします

・「給与所得者の扶養控除等申告書」の記載内容に変更はないか、ご確認ください。
・控除証明書が届き始めますので、紛失されないよう保管願います。
・ふるさと納税の確定申告をされる場合は、寄附先の自治体が発行した「受領証明書」が必要となります。

◆ 少し得する金券ショップ

金券ショップをご利用になられたことはございますか？

数百円で販売されている優待券で数万円分の割引を受けられることがあるので、私自身たまに利用しています。

事業をされておられる方にはこれだけではない利点があります。

皆様は「印紙」をどちらでお求めでしょうか？最寄りの郵便局や、コンビニで購入されているのであれば、是非金券ショップでの購入も検討いただきたいです。

実は郵便局等で「印紙」を購入する場合と金券ショップで「印紙」を購入する場合では、消費税の取扱いが異なります。**郵便局等で購入する場合は消費税がかからない取引**と規定されていますが、**金券ショップで購入する場合は消費税が課される取引**とされています。つまり、1万円の印紙を「郵便局等で1万円で購入する場合」と、「金券ショップで1万円で購入する場合」とでは、金券ショップで購入した場合の方が消費税の納税額が少なくなるといえます。簡易課税の適用を受けている場合や免税事業者である場合には、ほぼ影響はないのですが、覚えておいて損はないと思います。

ただし、商品券を購入する場合は、印紙のように消費税が課される取引とはなりませんのでご注意ください。

細川



◆ 国税庁を騙るフィッシング詐欺 (SMS・メール) にご注意を！

大熊



今年7月頃、

『国税庁を騙るSMS(ショートメッセージ)及びメールから

国税庁HPになりました、偽のHPへ誘導する事例が見つかっています。』

という注意喚起が、国税庁より発表されました。

例として、[図①]のようなメッセージが届き

記載されたURLを開くと[図②]のようなフィッシングサイトに繋がり個人情報やクレジットカード番号を要求されるケースがあるようです。

国税の納付を要求するメッセージが

SMSやメールによって国税庁から届くことは、ありません。

もし、このようなメッセージが届いた場合は

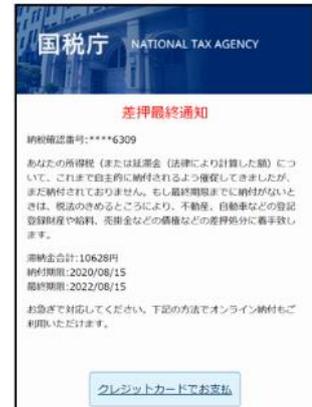
URL先には絶対にアクセスしないよう、お気をつけください。

[図①] SMS文面の例

税金のお支払い方法に問題がありません、更新してください：<https://www.td-net/WbgFUa2494>

【国税庁8月12日】未払い税金お支払いのお願い。ご確認ください。<https://cutt.ly/>

[図②] フィッシングサイトの例



出典：フィッシング対策協議会HP『国税庁をかたるフィッシング (2022/08/15)』

◆ スタッフより

徳野久美



先日、以前働いてくれていたスタッフから連絡がありました。

お友達が税理士を探しているので、弊社を紹介してくれるというのです。ありがたや。

彼女、今も別の税理士事務所にお勤めですし、過去にも何社かの事務所を経験しているのですが

「一番安心できるのは、徳野会計です。

お友達にも紹介できます！」とってくれました。

事務所の仕事への取組み、徳野の人柄など

知った上でこの言葉、とてもとても嬉しかったです。

これからも真摯にお仕事していきたいと思いました。



◆ クイズ

池永



国税の納付方法から出題です。国税(所得税・法人税・消費税等)の納付は、従来の窓口納付・振替納税以外にも様々なキャッシュレス決済が利用できます。その中でも24時間利用できるコンビニ納付(QRコード又はバーコード)は特に便利な納付手段ではないでしょうか。ただ、コンビニ納付は利用可能額が設定されています。その額はいくらでしょうか？

①10万円 ②30万円 ③100万円

答えは②です。納税が多額な場合は別の納付方法を採用する必要があります。2022年12月からはスマホアプリ納付の導入も予定されています。ますます便利になりますので、ぜひご自身に合った納税方法をご検討くださいね。